



2017.07.01

64-069

乗員速報



日本航空乗員組合

TEL 03-6423-2461

FAX 03-5757-0279

mail: jfu64@e-jfu.com

HP: www.e-jfu.com

シリーズ「不当労働行為判決を読み解く」②

争議権の確立は、会社との対等性を確保する有力な対抗手段！労働組合にとって最も根幹的な権利の一つ！



東京高裁判決

ポイント1：会社が「合理的」と判断しても、介入は不当労働行為です。



会社は、以下の三段論法で、「会社の判断は合理的」、だから「不当労働行為ではない」と主張していた。そんな理屈通るの？

1. 争議権が確立されれば、行使されて便が止まる。
2. 便が止まれば、投入された公的資金を回収できなくなる。
3. そうなると債権者の賛同が得られず、更生計画案が認可されなくなる。

「風が吹けば、桶屋が儲かる」じゃあるまいし。争議権が確立されたら、即、行使って、そんな訳ないじゃないか！労使交渉を何だと思っているんだ！



東京高裁判決は、以下のように断罪しています。

「支援機構は争議権の確立を、公的資金が回収不能となるリスク要因とし、経営の『合理的』な判断を、速やかに乗員組合らに表明したと主張する。しかし、例えそう判断しても、飯塚ディレクターの発言は労働組合法で禁止している労働組合の運営に介入する行為であり、その告知の方法等も適切でなかったから、日本航空の主張は適当ではない。（要約）」



それでは「東京高裁判決」が、どのような内容なのかを、もう少し詳しく見てみます！

東京高裁曰く、
ひとつっ！

支援機構の判断が経営判断として『合理的』なものであったとしても、それは単に会社と支援機構内部の判断ということ。これを労働組合に対して伝えることが、不当労働行為でないということにはなりません！



ふたっつ！

日本航空は民間企業です。従って、その企業活動は、社会一般の合理的な経済的利益を前提に行われます。経営方針の見込み違いや労使間の争議行為で経済活動ができず、社会的信用を失って収益が悪化し、存立が困難な状況になれば、倒産等の手続を経て社会から退場するしかないのです！



みっつ！

日本国憲法 28 条は勤労者の団結権を保障し、労働組合法は『労働者が主体的かつ自主的に労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として、労働組合を組織する権利』を認めています。

そのため、会社として労働者が労働組合を結成することを妨害することや、その運営を支配すること、その運営に介入することなどを不当労働行為として禁止しています。



よっつ！

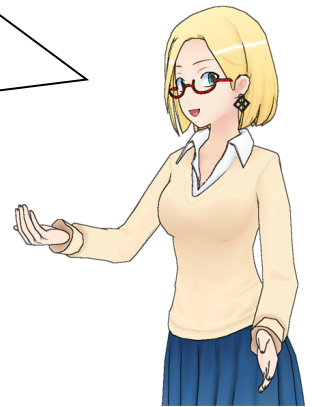
日本航空は航空運送事業で、争議行為等による社会的影響が格段に大きいので、すでに労働関係調整法等においてさまざまな調整手段も用意されています。

それでも、労使交渉が一定の合意に至らず争議行為が実施され、その結果、労働組合に属する労働者も職を失うことになったとしても、それは日本航空とその労働者とが自ら選択した結果でいわば自己責任です。従って、会社も労働者もその結果を甘受すべし！会社の存立を優先させるためであっても、日本航空が、労働組合の運営等に介入してもよいということにはなりません！



いつつめ！

仮に、労働組合において争議権が確立され、実際に争議行為が実施され、日本航空における航空機の運航に支障が生じて運航が停止されるなどの事態が生じたら、公的資金を投入して救済を図ることへの大きな疑問が生じて、再生が困難になることも大いに考えられるでしょう。



それでも！

そんな事態に陥ったとしても、民間企業である以上致し方ないのです。会社が破綻して消滅すれば、労働組合を構成する従業員も職を失って会社を離れざるを得ません。そのことを覚悟の上で労働組合が争議権を確立して争議行為を実施しようとし、会社がその存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかないのです。

そのような妥協をはかる方法を取ることなく、一方的に労働組合の運営に重大な影響を及ぼすようなことを言って、その運営に介入することは労働組合の自主性や独立性を脅かすもので、労働組合法が禁止しています！



さらに、ダメ押しです。

- ★ 争議権の確立は、会社との対等性を確保するため労働組合にとって最も根幹的な権利の一つで、その争議権の確立を目指す組合員投票は、労働組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である。
- ★ 飯塚ディレクターの発言は
 - ① 争議権の確立の是非を問う組合員投票が行われている最中に
 - ② 組合から説明を求められたわけでもないのに
 - ③ 積極的に組合執行部を招集して事務折衝の機会を設け
 - ④ 正式な企業再生支援委員会での決定がなされていないにもかかわらず
 - ⑤ その決定があったかのような口ぶり
 - ⑥ 争議権が確立されたら、3500億円の出資をすることはできないと告げて
 - ⑦ 争議権を確立すれば確実に更生計画は頓挫し、破綻に至ることを示唆したもの
- ★ それはもはや「機構としての決定事項を組合に知らせた」というものではなく、争議権確立に向けて運動中の組合活動を抑制することを意図して行われたもの。

このように、労働組合の主体性や自主性や独立性を阻害するため、乗員組合の運営に介入したとして、明確に不当労働行為であると認めています！